

司法アクセス・レビュー

司法アクセス推進協会 News Letter

司法アクセス・レビュー 第45号 2025年（令和七年）7月18日

特定非営利活動法人 司法アクセス推進協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 5-3-20 仙石山アネックス 109 熊谷・若江法律事務所内

URL <https://www.shihouaccess.jp/>

第45号

Contents

生活保護費引き下げ違法確定 —最高裁—	2
.....
原発事故、東電旧経営陣の責任認めず —東京高裁	3
.....
遠のく選択的夫婦別姓制度	4
.....
拘禁刑を導入、「懲らしめ」から「立ち直り」へ	5
.....
学術会議法人化法成立 —「終わり」の「始まり」か	6
.....
大川原化工機、「違法捜査」判決確定、謝罪・検証へ —東京高裁	8
.....
アベノマスク、文書不開示決定取り消し —大阪地裁	9
.....
公益通報、告発者保護へ改正法成立	10
.....
能動的サイバー防御法成立、個人情報侵害に懸念	11
.....
Focus 法律扶助の理想と現実 —イギリスの経験から— (1)	大石 哲夫 13
.....
編集後記	16
.....

生活保護費引き下げ違法確定 — 最高裁 —

最 高裁第三小法廷（宇賀克也裁判長）は6月27日、国が2013～15年に生活保護費を大幅に引き下げたのは違法だとして利用者が取り消しを求めていた2件の訴訟で、引き下げは違法とし、原告側の勝訴が確定しました。原告側が求めた国による賠償は認めませんでした。

厚労相の裁量逸脱

2013年、国は生活保護費の大幅引き下げを決定し、生活費（食費など）に当たる生活扶助を3年かけて平均6.5%、最大10%引き下げる方針を決定、計約670億円を削減しました。これに対して全国各地で訴訟が起こされ、これまででは地裁で31件のうち20件が、高裁で12件中7件で原告側勝訴となっていました。今回の最高裁の判断の対象となった大阪高裁と東京高裁の判断は分かれており、大阪高裁は引き下げを認めていました。

この訴訟では引き下げの理由となった「デフレ調整」が問題となり、判決は、生活扶助の額は従来、世帯支出など国民の消費動向をふまえて決められていたのに、今回の調整では「物価下落のみ」が指標とされたと指摘し、「物価変動率のみを直接の指標として基準の改定率を定めることが専門的知見などと整合すると言うために必要な説明を国がしたとはいえない」として、デフレ調整における厚労相の判断の過程及び手続きには過誤・欠落があったと指摘、改定は生活保護法に違反して違法としました。

国による賠償義務については、多数意見は厚労相が職務上尽くすべき注意義務を尽くさず漫然と調整の判断をしたとはいえないとして国家賠償法上の義務を認めなかったのに対し、宇賀克也裁判官は、改定が違法に引き下げ幅を拡大した結果「最低限度の生活の需要を満たす」ことができない状態を9年間以上強いられてきたとすれば、精神的損害は慰謝する必要はないとは言えないとして、損害賠償請求を認容すべきとしました。

自民党による強い圧力と恣意的な物価下落の計算 — 引き下げの背景 —

2012年の衆議院選で、当時野党だった自民党は公約に生活保護の受給水準の10%引き下げを掲げて大勝し

ました。当時リーマン・ショックによる影響で世界的な大不況のなか、生活保護の利用者が急増し、これに対して保護制度や利用者を狙った「生活保護バッシング」が横行し、これには「働けるのに保護を受けたと聞いた」など、街頭の声を集めて裏取りもしない報道も加担していました。当時厚労省で保護費の見直し作業に関わった元職員は、「生活保護に厳しい自民党政権になり、大きく削減しないといけないことになった。そこで『デフレ』という考え方が出てきた」と話しています。国は、デフレ下で物価が下がっており、生活保護世帯の手取りが実質的に増えたので、生活保護の額を下げるという理屈のもとに食費や光熱費に当たる「生活扶助」を13～15年に大幅に減額しましたが、総務省の消費者物価指数は08～11年の物価下落率を2.35%としたのに対し、厚労省は独自に計算して2倍以上の4.78%とし、この違いは生活保護費の減額にも大きく影響しました。厚労省の独自計算では、生活保護の受給者があまり買わないテレビやパソコンなどの値下がり強く反映したものでしたが、専門家による社会保障審議会の議論を経ないものでした。生活保護費は年金と違って物価の変動を反映させるルールはなく、08～11年の物価下落を反映させるとしたのは自民党の意向で厚労省が急きょ持ち出したものに過ぎません。利用者らは訴訟で、厚労省の独自計算は恣意的で「物価偽装だ」と強く批判していましたが、国側は「著しく低い基準を設定しておらず、デフレ調整は合理的だ」と反論していました。今回の最高裁判決は国の主張を真っ向から否認したものになっています。判決後、弁護団らは福岡資磨厚労相にあてた「要請書」で、「生活保護利用者への謝罪」を要求。そのうえで、減額前の水準に戻すなどして差額の保護費を支払うよう求めました。さらに、基準額は困窮家庭の子どもの学用品費など別の制度にも影響することから、調査と「被害回復」も要求しました。これまでの同種の訴訟の原告は1千人ほどであり、厚労省は今回の判決の原告だけでなくこれらの原告に対しても遡って差額を支払うなどの措置を迫られますが、引き下げが始まった13年時点で生活保護を利用していた人は約216万人に上り、これらの利用者に対する支払いも今後重い課題になっています。

（主な参考資料 2025年6月28日朝日新聞、同読売新聞、同毎日新聞）

原発事故、東電旧経営陣の責任認めず — 東京高裁

2011年3月の東京電力福島第一原発事故を巡り、旧経営陣が津波対策を怠ったため東電に巨額の損失が生じたとして、株主が旧経営陣ら5人に23兆円超を東電に賠償するように求めた株主代表訴訟の控訴審で、東京高裁（木納敏和裁判長）は6月6日、「巨大地震は予見できなかった」として、13兆3,210億円の支払いを命じた一審東京地裁判決を取り消し、株主側の請求を棄却する判決を示しました。株主代表訴訟は、会社法に基づき株主が会社に代わり、取締役などの責任を追及する訴訟です。

本件の被告は、勝俣恒久元会長（24年に死去）、清水正孝元社長、武黒一郎元副社長、武藤栄元副社長、小森明生元常務で、一審は小森氏を除く4人の賠償責任を認めていました。

津波の予見可能性と回避可能性を否認（高裁）

本訴訟の主な争点は旧経営陣が巨大津波の発生を予見できたか（予見可能性）と、津波対策を指示していれば事故を避けられたか（結果回避可能性）の2点でした。

22年7月の一審東京地裁は、原発事故が起きたときの甚大な被害に鑑み、旧経営陣には「万が一」を想定して万全の備えをする責務があるとしました。

東電では08年、最大15.7メートルの津波がくると内部で試算していました。その根拠となったのは政府の地震調査研究推進本部の地震予測「長期評価」（02年）でした。

一審判決は、長期評価は国が公表したもので、トップレベルの研究者らによっており科学的信頼性があり、「特段の事情がない限り、この知見に基づく津波対策が義務付けられる」とし、長期評価を踏まえれば、旧経営陣は巨大津波を予見できたとし、建物や機器の水密化を行えば、事故を防げた可能性があったと判示しました。

一方、二審・高裁判決は、原発事故は被害が甚大になることから、巨大津波の対策としては「原発の運転停止だった」とし、運転停止が国民生活や経済活動に影響する点を踏まえると、旧経営陣の予測可能性を認めるには、運転停止を正当化できる合理性や信頼性がある根拠が必要だったとした上、当時地震本部が長期評価の信頼度を「C（やや低い）」とし、

中央防災会議や自治体の防災対策にも採用されていなかったことなどからすると、運転停止を指示する根拠としては「十分ではない」としました。

長期評価に関する旧経営陣の認識については、長期評価や試算結果についての情報を最も多く得ていた武藤氏においても、担当者から長期評価は無視できないと説明は受けていたものの、その説明は10メートルを超える水位の津波が襲来する危険性について、切迫感や現実感を抱かせるものではなかったとしました。武藤氏以外の旧経営陣は武藤氏以上に多くの情報を得ていたとはいえ、予見可能性を認められず、法的な賠償責任は認められないと結論付けました。

原発被害、誰も責任問われず

13兆円超えの賠償命令から一転して、東京電力旧経営陣の責任を否定した株主代表訴訟の東京高裁判決によって福島第一原発を巡る主要な民事や刑事の三つの裁判は、いずれも東電旧経営陣や国の責任を認めず、被災者や株主側の訴えは退けられる結果となりました。

22年6月の避難者集団訴訟の最高裁判決は、津波の予測可能性については判断せず、津波の規模が大きすぎて対策をしても事故は防げなかったと認定し、東電を指導しなかった国に責任はないと結論付けました。

旧経営陣に対する業務上過失致死罪で強制起訴された事件は本年3月に「津波は予見できず、事故回避には運転停止しかなかった」とし、無罪の判決が示されました。

今回の株主代表訴訟も、刑事裁判の認定の枠組みを踏襲し、旧経営陣の責任は問われませんでした。

それぞれ津波予測や対策のありようが決定打となり、旧経営陣の対応は無答責とされましたが、事故前の東電社内の検討状況を振り返ると、コストを優先し安全をないがしろにし、何らの対策も取らなかった姿が浮かびあがってきます。

「長期評価」などに基づき東電子会社は15.7メートルの津波想定とした報告をまとめました。この報告に基づき08年、想定津波への対策会議が東電内でもよおされました。担当社員からは、防潮堤の建設

などの対応方針のほか、日本原電が東海第2原発（茨城県）で原子炉建屋に防水扉の浸水対策を検討していることが武藤氏らに示されました。

対策費は最高数百億円規模に上るとの説明を受けた事故対策の責任者の武藤氏は、津波想定 of 外部機関への再調査を指示、防潮堤や浸水対策については丸ごと「先送り」しました。当時、東電は新潟県中越沖地震で柏崎刈羽原発が停止し、08年度は経常赤字に直面していました。安全より経営が優先されたのです。

コストを意識し、有効な津波対策を講じないまま、福島第一原発では11年3月、東日本大震災の巨大津波で甚大な事故が発生しました。一方東海第二原発は、津波で敷地の一部が浸水したものの、対策をしていたため過酷事故は免れました。

今回の高裁判決でも刑事裁判同様、対策は原発停止しかなかったことを前提に判断がなされています。しかし、地裁一審判決など多くの関連訴訟では、建物や機器の水密化などの対策をとれば事故を防げたとし、

現に東海第二原発は事故を免れています。

高裁は、旧経営陣が長期評価の信頼性などから「巨大津波への切迫感を抱かなかつたのはやむを得ない」と判断し責任を問いませんでしたが、そもそも地震や津波の確実な予測が不可能なことは自明です。

原発には計り知れないリスクがあることは、この間の多くの原発事故が示しています。地震国、火山国の日本で、担当者などの報告に切迫感がなかつたとして対策を怠った経営者を無答責にした今回の判決は到底受け入れられるものではなく原告団は最高裁に上告しました。

甘い経営判断を不問に付す今回のような司法判断が、原発稼働再開などを進める原発管理者の安全面での規律の緩みにつながり、再び重大事故を招きかねないことが危惧されます。

（主な参考資料 2025年6月7日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞）

遠のく選択的夫婦別姓制度

選 択的夫婦別姓制度は法務省の法制審議会が1996年に導入すべきとの答申を出し、民法改正案が準備されましたが、自民党が「夫婦別姓は家族の喪失につながる」などとして反対し、この間、30年近くにわたって棚ざらしにされてきました。最高裁は2015年と21年、選択的夫婦別姓を認めない現行制度を合憲としつつも、「国会で論ぜられ、判断されるべき」と指摘しましたが、国会で目立った動きはありませんでした。

潮目を変えたのは、経団連が昨年6月、夫婦別姓を認めない現行制度が「女性のキャリア形成の障害となり、ビジネス上のリスクになっている」として選択的夫婦別姓制度の早期導入を求める提言をとりまとめ、公表したことでした。

現状では、改姓した95%が女性となっています。改姓に伴うアイデンティティの喪失をはじめ、戸籍姓を前提とする様々な公的制度や手続きによる負担が女性に偏っており、国連の女性差別撤廃委員会からも「女性差別的な規定」として指摘されてきました。結婚に際し、夫婦同姓を強制されているのは日本だけで、米国、イギリスなどは夫婦別姓が選択でき、中国や韓

国、フランスなどは別姓が原則となっています。

朝日新聞が昨年7月に実施した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成が73%で、反対の21%を大きく上回っています。

このようなことを背景に、昨年10月の総選挙では立憲民主党、国民民主党、共産党などが選択的夫婦別姓制度の実現を公約に掲げ、自民党は大敗し、少数与党に転落しました。

こうした中、石破茂首相は昨秋の自民党総裁選以降、「結論を先延ばしにしている話ではない」と繰り返し、今年1月の国会答弁では「議論の頻度を上げ解を見いだすことは、責任政党である以上、当然のことだ」と言い切っていました。与党の一角の公明党も昨年12月に、斉藤鉄夫代表が石破首相に協議の場を求めるなど、制度導入を訴えてきました。

しかし石破首相は、その後党内保守派や支持勢力の日本会議の強い反対に押され、党内意見の集約を見送る方針に転じていきます。公明党も「この問題で自民と袂を分かつことはない」と消極姿勢に終始していきます。

一方、野党の対応も揺らいでいきます。

立憲民主党は、当初子の姓を決める時期を「出生時」としていたのを「婚姻時」に変更した選択的夫婦別姓法案を4月末に衆院に単独提出しました。兄弟で姓が異なる状況が生まれる可能性があることに国民民主党から懸念が出ている状況を踏まえたものでした。

しかし、国民民主党は、婚姻時に戸籍の「筆頭者」を決め、その姓を子の姓とする「独自」の案を譲りませんでした。実際には、立憲案と国民案は同じ内容であり、「立憲とは連携しない」という同党幹部の「参院選での保守票を狙う」政局判断が優先しているのであろうと指摘されています。

また、維新の会は、5月19日、旧姓の通称使用で対応する独自の法案を衆院に提出しました。維新の案は、結婚前の姓を「通称」として戸籍に記入するというものです。

このように野党の不一致が目立つ状況をみて、石破首相は結論を急ぐ必要はないという判断に傾き、自民党としての独自案は出さない対応に終始しました。

野党の提出した3法案は、衆議院で28年ぶり審議入りしましたが、審議はわずか二日間で立憲・国民民主からは別姓制度が導入されても現行の戸籍制度は維持されるとの説明が、維新からは「通称に法的効力をもたせる」との説明がなされる程度の内容に留まりました。

衆院法務委員会で参考人にたった一般社団法人「あ

すには」の井田奈穂代表理事は、法案審議を振り返り、「野党案が無ければ審議入りも難しかった。そのことには感謝している。」と語り、一方自民党には「自分の案も出せないのに、党議拘束を外すかでもめ、時間を無駄にした。30年間審議を拒んできたのだから、審議にきちんと臨み、なぜ阻んできたのか説明すべきだった」、公明は「立憲民主と同じ方向を向いていたのに、どうして合意できなかったのか」と批判しました。

その上で井田奈穂代表理事は、「多くの人を『自分が自分でない感覚』に陥れ、結婚を破談にし、子どもを持つことをあきらめさせ、自分の名前で死ぬない無念を押し付けてきた。改正を強いられて苦しい思いをした人、これから結婚する年代の人など当事者の話を聞いてほしい。わたしたちがいなかったことにしないでほしい」と述べています。

「あすには」などの調査によると、選択的夫婦別姓の法制化を待つ「結婚待機人数」は約58万7千人いると推計されます。井田理事は「選挙を前にした政争の具とせず、人権問題だということを認識してもらいたい」と訴えていましたが、選択的別姓法案は継続審議となり、その実現はまたしても遠のくことになりました。

(主な参考資料 2025年5月20日、6月5日、6月19日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞)

拘禁刑を導入、「懲らしめ」から「立ち直り」へ

刑法の定める刑罰から懲役と禁錮を廃止し、拘禁刑に一本化する改正刑法が6月1日、施行されました。刑罰の種類変更は1907年(明治40年)に刑法が制定されて以来初めてです。刑罰の目的を罪を犯したことへの「懲らしめ」から、「立ち直り」へと軸足を移すものです。受刑者の特性などに応じて24の矯正処遇過程に分け、きめ細かな処遇で更生を後押しする内容となっています。

改正前の刑法は、受刑者に苦しみを与えることで再犯を防ぐ「懲罰主義」の考えに基づき、刑事施設に収容し自由を奪う自由刑としては、刑務作業を伴う懲役、作業を義務としない禁錮、30日未満の収容が定められていました。

犯罪白書によると、2023年入所受刑者のうち懲役

は1万4,033人、禁錮は40人、拘留は3人となっています。禁錮受刑者の約8割は自らの意思で刑務作業に従事しており、禁錮と懲役に大差がないという実態も両刑罰を統合する理由のひとつとされています。

今回の改正の大きな目的は再犯の防止にあります。現在の刑務作業は社会復帰後の生活とは無縁である場合が大半で、割り当てられた木工などの作業を「指示どおり」実施させるものが中心でした。刑務官は規律や秩序を重視するあまり処遇が画一化し、受刑者の更生や社会復帰に十分な時間がとれず、通所の刑務作業が困難な高齢者や障害者にも何かしらの作業を強いざるを得ないといった課題もありました。

こうしたことを背景に再犯率が高くなっていると指摘されてきました。23年の再入所率は55%に及び、

5回以上の入所者も2割に上っています。知的障害などのある人も2割を占め、高齢化も顕著なものとなっており、刑務作業を軸とする画一的な処遇は限界が生じています。

このような懲罰だけでは再犯は防げないという現実を踏まえ、個々の受刑者の態様に応じた処遇を行い、再犯をしない「立ち直り」への支援に軸足を移すことが今回の改正の狙いです。

具体的には、受刑者個々の特性に応じて24種類の処遇過程を設け、70歳以上で認知症などを抱える者に「高齢福祉」、薬物依存の回復を目指す者に「依存症回復処遇」、知的・発達障害者ら向けの「福祉的処遇」が施されます。また、20歳以上26歳未満の者には「若者処遇」や刑期10年以上の者には「長期処遇」など、障害などの特性のない受刑者も年令や刑期の長さに加え更生の意欲や再犯リスクに応じ3～4種類に細分化されています。

これにより足腰の弱った高齢受刑者は、作業よりも身体能力や認知機能の維持・向上のためのリハビリに注力できるようになり、若い受刑者は、出所後の就学を見据えて必要な学力を身に付けやすくなります。刑務所ごとに対応可能な過程を設定し、受刑者の個性を見極めた上で収容先を決定し、6か月おきに状況を確認し、変化に応じて過程を変更するとされています。

職員らの受刑者への向き合い方も変容が求められています。集団全体の規律重視を改め、個性を見つめて社会復帰に向けた意欲の喚起を心がけることとなります。

この新たな制度を見据えた試みは既に始まっています。23年からは受刑者の話を刑務官が対等な立場で聞く「オープンダイアログ」の手法が採用されています。話を聞いた複数の刑務官が感想を話し合う場に受刑者も同席。刑務官が立ち直りを支える存在だと感じてもらい、更生への意欲を高めるのが目的の試みで

す。意識改革の一環として受刑者を「さん」づけで呼び、一般社会との壁を取り除くため所内だけで通用する隠語も廃止されました。また、障害のある受刑者について民間福祉団体との連携や心理学などの外部専門家との協力も図られるようになっていきます。

押し寄せる改革の波に、現場の職員からは、「きめ細かな処遇で立ち直りを促すという構想は素晴らしいが、職員の間には戸惑いもある」と明かし、「刑務官の研修に力を入れ、マンパワーも増やさなければ、国が思い描くような処遇は難しい」と述べています。

拘禁刑は本年5月以降に起きた事件や事故に適用されます。裁判で拘禁刑が言い渡され、有罪が確定した受刑者が入所するのは今秋以降とみられます。ただ、現在の入所者も改正法の定める24過程に順次振り分けられ、新たな処遇のメニューを受ける予定とされています。

NPO法人「監獄人権センター」代表の海渡雄一弁護士は「法務省が『社会復帰のための処遇』を掲げ、『更生を信じる』と表明したことは画期的だ。処遇のあり方を根底から変えようとする姿勢として評価できる。一方で、進め方はやや性急に感じる。個々の受刑者の事情に応じたきめ細かな処遇のためには、まず、対応する職員の数を増やし、質を高めるなどした上で、相当の試行錯誤が求められる。刑務官が社会復帰に関わるためには、専門的な研修を受けるなど一定の資格要件を設ける必要もある。時間はかかっても体制を整え、丁寧に進めてほしい。受刑者の社会復帰のためには、刑務所だけでなく市民社会も、「排除」から「共生」へと意識を変えていくことが欠かせない」と述べています。

(主な参考資料 2025年6月2日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞)

学術会議法人化法成立 — 「終わり」の「始まり」か

日 本学術会議を現行の「国の特別機関」から特殊法人に移行させる新法が6月11日、参院本会議で与党、日本維新の会などの賛成多数で可決成立しました。政府から間接的に人事や活動面など学術会議に介入できる仕組みが埋め込まれています。

新法では、現行法にあった「科学者の総意の下に、我が国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献する」「独立して職務を行う」という文言は削られ、「我が国の発展に貢献すること」が中心目的に掲げられ、随所に政府や産業界との連携を深めることを狙ったものとなっています。新法人には首相が任命する「評価委員

会」や「監事」が予算や年度計画に意見を述べ、業務や財務を監査する仕組みが導入されるとともに、会員選考人事についても首相が任命する外部有識者による「選定助言委員会」が新たに設置されます。従来のコ・オペレーション(現会員が会員候補者を推薦する方式。諸外国のアカデミーも採用している)は廃止されます。

任命拒否問題のすり替え

今回の組織見直しの発端は、2020年の菅政権による会員候補6人の任命拒否にあります。首相の任命を「形式的」とした政府の法解釈を独断で変更する違法性の濃いものでした。6人は第2次安倍政権当時の政策に批判的とされ、任命拒否への批判が高まると、政府は矛先を変えるために学術会議の組織問題にすり変えて行きました。

新安保法制法の成立を強行した第2次安倍政権下で、防衛省は学術界に軍事研究を促す補助金制度を創設しましたが、科学者の戦争協力への反省を基に設立された学術会議は反体声明を発表しました。政府の法解釈変更の動きはこの時期に始まっており、背景に軍事研究への協力を拒む学術会議へのいら立ちがあったことが指摘されています。

今日に至るも政府はいまだに任命拒否の理由を明らかにしていません。東京地裁は、本年5月、任命拒否が可能だとした法解釈に至った文書を黒塗りで開示したのは違法だとして開示を命じる判決を示しました。

しかし、政府は開示を拒否し、不服として控訴しました。新法人法の国会審議中、立憲民主党などが裁判の結論が出るまでは法案審議を中断すべきと訴えましたが、これも無視されました。

法案の国会上程に先立って、独立性への懸念が拭えないとして、学術会議総会で法案修正を求める決議がなされ、国会で審議がはじまった後も、国内の多くの学会や日弁連、日本ペンクラブなどから法案の修正などを求める声明が相次ぎ、国会の周辺では研究者や市民などによる廃案を求める活動が展開されました。

国会審議では、政府などから「税金を使うのだから国の一定の関与が必要だ」と繰り返し強調されました。一見もっともらしい理屈ですが、特定の行政目的を実現する特殊法人とアカデミーを同一視するのは根本的に間違っています。誰もが認める予算執行などの監査の必要と、学問活動への干渉が混同されてならないのは自明のことです。

新法人では、会員を学術会議の総会で解任できる規定が盛り込まれました。坂井学・内閣府特命担当相は

国会で「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す場合」が想定されると答弁しました。政治的主張を理由に解任されるようなことがあれば、明らかに、憲法の定める「思想・信条の自由」を侵害するものです。

また、国会審議では自民党や日本維新の会の議員から、学術会議に防衛研究への協力を求める露骨な意見すら出されています。

「学問の自由」否定する動き露骨に

学術会議は戦前・戦中政府の言いなりになって戦争に加担した反省から生まれました。戦後憲法は「学問の自由は、これを保障する」と定めています。学術会議は、これを受けて政治的な立場からではなく、事実や理論に基づき、時として政府に批判的な立場をとってきました。

政府は、この間、独立の立場で活動する大学や学術界に露骨な介入を続けてきました。例えば、04年に国立大学が独立行政法人化されて以来、国から「独立」したはずなのに、学長選びや運営に対する政府関与が飛躍的に強化され、短期間で成果を求める分野のみが優先されています。

学問の自由の実現には学術界の独立を権力の介入や干渉から守る必要があります。その前面に立ってきたのが学術会議です。

日本学術会議の歴代会長6名は6月16日、石破首相に対し法案の修正に応じなかった政府に「心から遺憾の意を表する」と抗議し、学術会議の独立性を尊重するよう求める声明を連名で発表しました。新法により日本の学術の「終わりの始まり」になることがあってはならないと改めて警告しました。

国立大学法人化以来、大学の人事権等が政府に管理され、国立大学は自由な研究と学問水準の維持を失いつつあります。その結果、近年我が国の大学は、基礎的研究力や国際的位置が著しく低下したといわれています。今回の新法で、学術会議が政府の顔色を窺い、政府の政策への「お墨付き」に利用されるようになれば、その存在意義に疑問符がつくだけでなく、日本の学術界の国際的評価も大きく落とすこととなります。

学問の自由とその成果は、人類を支える基盤です。政治介入の余地を残したままでは、科学的な見解を示すアカデミーとしての役割は果たせないといえます。

(主な参考資料 2025年6月12日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞)

大川原化工機、「違法捜査」判決確定、 謝罪・検証へ — 東京高裁

軍 事転用可能な機械を不正輸出したとして社長ら3人が逮捕・起訴され、後に起訴が取り消された機械メーカー「大川原化工機」（横浜市）を巡る冤罪事件で、大川原正明社長（76歳）らが東京都と国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で東京高裁（太田晃詳裁判長）は5月28日、一審東京地裁に続いて逮捕・起訴は違法だったとして、都と国に計約1億6,600万円の賠償を命じる判決を示しました。

🔍 「輸出規制」の独自解釈による事件捏造

大川原化工機を巡る事件では、警視庁公安部が2020年3月、生物兵器の製造に転用できる「噴霧乾燥機」を国の許可を得ずに中国に輸出したとして、外為法違反容疑などで大川原化工機の社長ら3人を逮捕し、東京地検が起訴しました。ところが、地検は1年4か月後の21年7月、一転して「輸出規制の要件の一つである殺菌性能を立証できない」として、初公判の直前に起訴を取り下げました。

大川原社長らは21年9月、「違法な捜査」があったとして都と国を提訴しました。

この事件は、一審の証人尋問でこの捜査に携わった警部補が「事件は捏造」と証言するなど異例の展開をたどり、東京地裁は23年6月、警視庁公安部と東京地検による、必要な実験を怠った違法な逮捕・起訴であると認定し、偽計を用いた違法な取り調べがなされたとして約1億6千万円の損害賠償を命じる判決を示しました。

一審判決に対し、原告双方が控訴しました。高裁の証人尋問においても別の警部補が、「事件を立件する理由はなかった」と言い切るなどした一方、捜査の正当性を裏付ける新証拠は公安部などから提出されませんでした。

高裁での焦点は、公安部が捜査の出発とした輸出規制を巡る解釈でした。

経済産業省は当時輸出規制の対象を「内部の滅菌または殺菌をすることができる」とする省令を定めていました。公安部が社長らを逮捕したのは、この要件に同社の機器が該当するとしたものです。

しかし、当時、どんな機器ならこの要件にあたる

のかは、経産省にも定まった解釈がありませんでした。ところが公安部は、捜査の過程で「ヒーターの熱で細菌1種類でも死滅すれば輸出規制に該当する」との独自解釈をつくりあげていきました。

公安部の独自解釈の正当性が揺らげば、捜査の出発点是否定され、経産省の輸出規制の曖昧さに目を付け、通常の輸出行為を不正輸出に仕立てた「容疑の捏造」ともいうべきものになります。

一審の地裁判決は、公安部は経産省に確認した上で独自の解釈を作ったとして、「解釈は不合理ではなかった」としました。

控訴審で原告側は、輸出規制を巡る公安部と経産省の打合せメモなどを新証拠として提出し、公安部の解釈に対し経産省が当初否定的な見解を示していたにもかかわらず、その後の公安部の幹部が経産省に圧力をかけるなどの動きの中で、経産省の対応が変化し、2年後の社長らの逮捕につながったなどと警察官らの証人尋問などを通じ、主張しました。

太田裁判長は、公安部の独自解釈は国際合意にそぐわず、経産省も当初は否定的だったと認定し、その解釈を前提にした逮捕の合理性は肯定できずとし、一審判断を覆しました。

その上で、解釈を再考することなく、会社側から温度が上がらないとの指摘があったのに、再実験もせずに逮捕・起訴したことは合理的根拠を欠き違法と断じました。

取り調べについては、一審に続き、故意に誤解させて供述調書にサインさせるなどの違法があったと認めました。

上告期限の6月11日、警視庁と東京地検は上告をしないことを発表し、「控訴審でも起訴が違法と判断されたことを真摯に受け止めている」とし、「関係者に多大なご負担をおかけしたことを深くおわびする」とコメントしました。

高裁判決は12日に確定しました。警察と検察は検証を行うと発表しましたが、検証チームに第三者は含まれていませんでした。大川原化工機の代理人の高田剛弁護士は「内部の検証では透明性や公正さに非常に疑問がある。第三者による検証を今後も求めて行く」と述べています。

🍀「人質司法」の間あらわに

冤罪を生んだ捜査の罪は深く重いものがあります。捜査に着手した時期は、安倍政権が経済安全保障を重視し、中国などへの技術流出を強めようとした時期につながります。本件については、政権に付度し、国策に沿った事件を「筋書ありき」で進めたとの指摘がなされています。

なぜ公安は一線を超え、検察は暴走をこらえられなかったのか。第三者を入れて全てを検証し、公表することが当局の最低限の責務といえます。

警察庁と東京地検は、大川原さんたちに直接謝罪したいとの意向も明らかにしましたが、勾留中に死亡した相島静夫さんの長男は「本来なら、3年10か月前に起訴を取り消した段階で謝罪できたのではないか」と語り、「時間が経っても憤りは消えない。（上

告断念を）もう父には伝えられない。時間を戻してもらいたい」と憤っています

この事件は、冤罪の温床と指摘されてきた「人質司法」の深刻さも示しました。逮捕後、密室で延々と自白を強要され、否認すれば勾留が長時間続きます。大川原さんらの身柄拘束は11か月にわたり、がんが進行していた相島さんは適切な治療が受けられないまま亡くなったのです。漫然と保釈請求を却下し続けた裁判所の責任も問われるべきです。

冤罪がなぜ起きたのか、人質司法は何をもたらしているのか、当局はもとより司法全体で問いなおすことが求められています。

(主な参考資料 2025年5月29日、同6月12日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞)

アベノマスク、文書不開示決定取り消し 一大阪地裁

2020年に安倍晋三政権（当時）が新型コロナウイルス対策で全国の世帯に配布した布マスク「アベノマスク」を巡り、業者との契約経過文書の開示を求める情報公開訴訟で、大阪地裁（徳地淳裁判長）は6月5日、国による大半の文書の不開示決定を取り消すとともに、公文書の開示範囲を狭めようとした国の対応を違法と断じ、11万円の国家賠償を命じる判決を示しました。

アベノマスク事業は購入費だけで約440億円、配布などの費用を加えると約540億円を超える巨額の税金が極めて短期間に投入された政府事業です。

アベノマスク事業は、当初から髪の毛の混入品や変色などの不良品が見つかり、回収を余儀なくされるなどの混乱が露呈するとともに、調達業者には設立わずか3年の殆ど業務実績の不明な会社が含まれるなど業者選定にまつわる疑惑が報道されていました。

こうした中、上脇博之神戸学院大学教授は20年4月下旬、政府に対し、①「調達業者とのやり取りを記録した文書」、②「調達業者とやり取りした文書」の情報公開を請求しました。

これに対し、国は①は全て不存在、②は見積書、契約書、納品書等を除いて不存在として不開示決定がなされました。500億円以上の税金が支出された

事業において、随意契約の業者選定や発注経過に関する文書が一切残っていないという不可解な決定でした。しかも開示された契約書等では単価等が事業者の利益等を理由にマスキングされていました。

これに対し、上脇教授は、①マスクの発注枚数や単価の情報開示を求める訴訟（20年9月）、②契約経過文書を不存在とした決定の取り消しと国家賠償を求める訴訟（21年2月）をいずれも大阪地裁に提訴しました。

このうち、①の訴訟は、大阪地裁（徳地淳裁判長）が23年2月28日、不開示決定を取り消し、開示を命じる判決を示しました。国は控訴せず確定し、開示された資料によりマスク一枚当たりの単価は62.6～150円で、納入業者や契約の時期によって2.4倍もの差があることが判明しました

②の契約経過文書を巡る訴訟では、国はみっともないほどの迷走を重ねました。

国は開示請求時には「文書は作成していないのでそもそも不存在」と説明していましたが、訴訟提起後は「実は業者とのメールはあったが、1年未満保存文書としてその都度廃棄した」と主張を変えました。これに対し、原告側は「業者側にはメールが残っているはずだ」として、裁判所に調達業者への送受信

メール提出を求める文書送付嘱託を申し立て、これにより、数社から大量のメールが裁判所に提出されました。

540億円もの事業決定にあたって、担当者間の業務連絡などについての上司への報告が一切ないというのはいずれもありません。

裁判所からの求釈明に対し、国は「職員のパソコンに100通以上のメールが見つかった」とようやく認めましたが、裁判所が「その部分については不開示決定を取り消すのか」と質したところ、「情報公開請求の対象文書を『組織としての意思決定が記載されるもの』などに限定して解釈していた」という新たな主張を展開し、再探索で見発されたメール等はこの限定解釈した対象文書に該当しないとして、不開示決定の取り消しの拒否を主張しました。その間、送受信したメールが1年間バックアップファイルに保存されていたということも明らかになりました。

裁判終盤には、厚労省、文科省、経産省の官僚に対し証人尋問が実施されましたが、現場での意思疎通について「やりとりは全て口頭だった」「メールボックスがいっぱいになるので2から3日に一度は捨てていた」「業者とのやりとりや面会の記録は一切作成していない」「上司が近くにいるときに口頭で価格や数量、納期などを報告した」などと尋問に立った官僚は口をそろえました。

この明らかに不自然で不合理な証言には、裁判官からも「高額な売買なのに、口頭のやりとりで金額をまちがえたらどうするのか」との疑問が出されるほどでした。

6月5日の判決では、国が本来情報公開の対象となる1年未満保存文書（内部の報告書やメール等）を一律に探索や開示の対象から外していたと断じ、そのうえでマスク購入に関する交渉経過の記録（報告書やメール等）、業者への打合せ記録、調達業者との送受信メール及び添付文書など、対象となったほとんどの文書について、「これらを一通も作成・取得せず、決定時に保存していなかったとは考えられない」として、各不開示決定を取り消しました。

また、国が「不開示の判断を維持するために限定的な解釈を事後的に考え出した」ことは、情報公開法などを無視した違法なものであると厳しく指弾し、国に損害賠償を命じました。

民主主義の根幹たる公文書の作成・保管や情報公開について、裁判所がこれほど厳しく国の姿勢を批判し、「嘘」の主張を明確に認めて断罪したことは、極めて大きなインパクトがあります。

国は控訴期限までに控訴せず、6月20日に判決は確定しました。

原告は判決確定を受け、国に対し、①判決内容の完全な履行と関連文書の即時全面公開、②本件の経緯と訴訟における意図的な虚偽主張の徹底調査と責任の明確化、③公文書管理制度の抜本的改革と再発防止策の策定、④アベノマスク事業自体の調査・検証、という4項目の申し入れ書を提出し、回答を求めています。

（主な参考資料 6月6日朝日新聞、同毎日新聞、同東京新聞）

公益通報、告発者保護へ改正法成立



業や役所などの組織の不正を内部告発した人の保護を強化する改正公益通報者保護法が6月4日、参院本会議で可決、成立しました。通報者を解雇や懲戒処分にした法人と担当者双方に刑事罰を科すことを盛り込んでおり、27年までに施行される見通しです。

兵庫県の斎藤元彦知事をめぐる内部告発問題で、通報した元県民局長（故人）が懲戒処分されたことなどで注目を集めた今回の法改正では、懲戒処分などの不利益な取り扱いに対し、刑事罰を導入するこ

とにより、通報者への報復的行為を抑止し、公益通報者保護の実効性を高めることを狙いとしています。

公益通報とは組織の違法行為を組織内部の通報窓口や、行政機関、報道機関などに告発することをいいます。この間、兵庫県のみならず鹿児島県警やいくつかの大手企業でも通報者保護を巡る問題が起き、昨年消費者庁が設置した有識者検討会がこれらのケースも念頭に法改正が検討されてきました。

改正法は
①通報を理由に従業員や職員らを解雇や懲戒処分し

- た場合、担当者に6月以下の拘禁刑か罰金30万円、法人に3千万円以下の罰金を科す
- ②通報後1年以内の解雇・懲戒処分については、裁判での立証責任は処分側が負う
 - ③通報者保護の体制整備について、担当者を定めず消費者庁の命令にも違反した法人（従業員300人以上）、担当者に30万円以下の罰金
 - ④正当な理由なく、通報者を特定すること（通報者の探索行為）の禁止を保護法に明記
 - ⑤契約終了後1年以内のフリーランスを保護対象に追加
- といった内容が盛り込まれています。

公益通報者保護法はこれまで、解雇や懲戒のほか、配置転換、嫌がらせなどの不利益な取り扱いを禁じていましたが、罰則規定がないため実効性に乏しく、事業者などにとってあつてなしが如くの状態でした。

改正法では、実効性を担保するため解雇と懲戒処分を刑事罰の対象としました。

また、処分を巡る民事裁判で立証責任を負うのは通報者から処分者側に移されました。これまでは、処分を不服として通報者が裁判を起こした場合、通報者側に「通報したことによって処分された」ことの立証が求められていましたが、改正法では、公益通報をした日から1年以内の解雇や懲戒処分については、処分者側が、処分は通報と関係なくおこなったと立証できなければ、通報者の訴えが認められることとなりました。

このように今回の改正では、通報をめぐる刑罰、裁判での立証責任の対象は解雇と懲戒処分に絞られました。一方、配置転換や嫌がらせなどの不利益な取り扱いについても処罰の対象や立証責任を転換することが検討されましたが、見送られました。経済界などからの「罰則の拡大は企業活動を過度に委縮させる恐れがある」との主張に配慮したものです。

しかし、通報者が懸念し、かつ実際に多い違法な

報復は、配転や嫌がらせです。国会の審議では、配転も刑罰の対象とし、立証責任の転換をして、抑止すべきとの声もあがりましたが、今回の改正では見送られました。大阪弁護士会で公益通報者支援委員を務める林尚美弁護士は「通報者に対する不利益取り扱いで実際に多いのは配転」と指摘し、刑事罰の対象とすることへの継続的な検討が必要とし、立証責任の転換についても、「事業者側の『通常の配置転換であり適法』との主張を覆すだけの証拠を従業員に集めろというのは酷な話」だと訴えています。

また林弁護士は、今回は見送られた公益通報のために必要な資料の収集・持ち出しに対する民事・刑事の免責規定を盛り込むことや、保護の対象に立場の弱い取引先の事業者も加えることも必要だと述べています。

改正法は施行後3年で見直しがなされます。

ところで、違法な解雇・懲戒処分が行われ、刑事罰となるのは、不当な処分を受けた本人が被害届を出したり、告訴したりするのがスタートとなるのが想定されます。しかし、現実には警察や検察は、確実に有罪にできる事案にしか手を出さないことが予想されます。その意味では捜査機関の判断が重要なポイントになりますが、内部告発に詳しく、法案を審議する国会の委員会でも参考人として意見を述べた奥山俊宏上智大学教授は、「起訴されない解雇や懲戒処分の中にも違法なものは多々あり得る。不起訴になったからといって、適法であることは限らないことを知っておくべきだ」と指摘しています。

また奥山教授は、違法状態が続く兵庫県の事件に鑑みると、今回見送られた消費者庁による行政指導や勧告の対象に地方自治体を加えることも、次の改正の機会には是正されるべきと述べています。

（主な参考資料 2025年6月5日朝日新聞、同毎日新聞、同読売新聞、同東京新聞）

能動的サイバー防御法成立、個人情報侵害に懸念

相次ぐ重要インフラへのサイバー攻撃に対処するため、政府が平時からネット空間を監視する「能動的サイバー防御」を導入するACD法が5月16日に与党などの賛成多数で可決成立しました。

近年日本では重要インフラへのサイバー攻撃が増え、年末年始などに航空会社や金融機関などを標的としたサイバー攻撃が相次ぎ、航空機の遅延・欠航やインターネットバンキングが使えなくなるなどの事態が起きています。当初これらは、海外からの関

与はないとみられていましたが、その後の政府内の分析で「他国が支援するグループによる陽動作戦の可能性が高い」との結果が出ています。これらのサイバー攻撃に事業者だけの対策では限界があり、攻撃を未然に防ぐべく政府が平時からネット空間の通信情報を監視して、攻撃の兆候を探り、必要な場合には攻撃元のサイバーに侵入して無力化することがACD法の目的とされています。守りを固めるだけではないため「能動的」と名付けられています。

ACD法をめぐる国会での論戦の最大の焦点は憲法21条が保障する「通信の秘密」との整合性でした。

ACD法において、政府が収集の対象とするのは外国発で日本経由で別の外国に送られる「外外通信」と、日本と外国でやりとりされる「外内・内外通信」に限定し、国内同士の「内内通信」は含まれず、分析の対象についてもIPアドレスや送受信日時、メールアドレスなどの「機械的情報」に限定し、メール本文や添付ファイルなどの「本質的な内容」は対象からは除外されています。

電気や鉄道など基幹インフラ事業者にはサイバー攻撃被害の報告が義務付けられ、27年度中の本格運用に向けて、通信情報を収集・選別するための大規模な施設が作られる予定で、太平洋を横断する海底ケーブルの陸揚げ局が集まる千葉県房総半島や三重県志摩半島が候補地にあがっています。ケーブル内に流れる通信情報を選別して取得し、自衛隊や警察のメンバーが中心となって分析することが予定されています。

衆院審議では、通信傍受法などにある「通信の秘密を不当に侵害しない」といった趣旨の文言がACD法にないことが問題視され、通信の秘密を含む国民の権利を「不当に制限することはあってはならない」とする条文を追加する修正がなされました。

さらに参院審議では、野党側から取得情報が警察の捜査に流用される危険性が指摘され、こうした行為を禁止するための条文追加を求める声が出されました。これに対し、政府からは「法律の目的に犯罪捜査目的は含まれることはなく、犯罪捜査のために通信情報を提供することも許容されない」（石破茂

首相）との答弁がなされたものの法案修正には応じませんでした。最終的に参院の内閣委員会で、取得情報が犯罪捜査など目的外で使われることを防ぐため、使用をサイバーセキュリティ対策に限ることなどを政府に求める付帯決議がなされたにとどまりました。

また、ACD法による警察や自衛隊による侵入・無害化には、政府の運用を監視する新設の独立機関「サイバー通信情報監理委員会」の事前承認が原則として必要とされていますが、「いとまがない」場合は事後報告でも良いとされていることに鑑みると、事後通知が常態化し、監理委員会のチェックが十分に機能しない恐れが指摘され、国会が実効的な監視機能が発揮できるよう速やかな報告を監理委員会に求める決議がなされました。法律家と通信技術者5人で構成する監理委員会が膨大な情報収集を実効的にチェックできる体制を限られた期間で構築できるかも重大な課題となっています。

国会審議でなされた修正や付帯決議がなされたものの、基本的には政府の自由な運用に対応を委ねた内容で強制力に乏しいものです。また政府は収集の対象を将来的に国内間でやりとりする通信情報に拡大する可能性を否定していません。

斎藤裕元日弁連副会長は「国会審議を見ると、取得情報を犯罪捜査に使える可能性があることがはっきりした」と強い懸念を示し、「修正後も実質的な中身は変わっていない。『通信の秘密』を不当に制約する危険性は残ったままだ」と強い懸念を表明しています。

南山大の実原隆志教授（憲法）は「サイバーセキュリティ対策の観念が広く、取得した情報を法律に違反しない形で利用できる範囲も広いようにみえる」と指摘し、その上で「日本の法制では公安部門の法律上の規律が弱い。収集された情報が市民監視に使われることのないように、政府は憲法を踏まえ慎重に運用してほしい」と注文しています。

（主な参考資料 2024年5月17日朝日新聞、同読売新聞、同毎日新聞、同東京新聞）

FOCUS

法律扶助の理想と現実 —イギリスの経験から— (1)

大石 哲夫

1949年法律扶助・助言法 (Legal Aid and Advice Act1949) に始まるイギリスの法律扶助は1980年代までに最盛期を迎えた後に、その運営に要する資金確保との闘いの中で制度的変転を続け、2012年法 (Legal Aid, Sentencing and Punishment of Offenders Act 2012, LASPOA) のもとで挫折に直面しました。そこで、イギリス法律扶助の高揚をもたらしたものと制度が直面した課題を振り返り、日本における今後の在り方を模索したいと思います。

1949年法の理念と展開

1949年法は1945年のラシュクリフ委員会報告に基づいて作られましたが、この報告はソリシターの団体であるロー・ソサエティの提案の多くを反映したものであると言われています。ロー・ソサエティは第二次大戦時に政府の要請により離婚サービス部を設立し、スタッフ弁護士のもとで多くの軍人とその家族の法的援助に当たった経験があり、その意見は尊重されました。

ラシュクリフ委員会報告の内容は、

1. 法律扶助は弁護士が普通に受任する民間のクライアントの事件のタイプについて利用できるものとする
2. 法律扶助は‘貧困者とされる’人々に限定されるものではなく、‘資力の乏しい、または中程度の人々’を含むべきである
3. 法律扶助が無料で受けられる最低レベルの上にある収入又は資産を持つ人には、支払能力に応じて増額される負担金を課すべきである
4. 資力テストに加えて、事件は政府から独立した実務者による、民間のクライアントと同様のベースによる勝訴の見込みテストの対象とすべきである
5. 法律扶助は国の資金によるが、運営はロー・ソサエティによるべきである。助言委員会による支援のもとで大法官が責任を持つ大臣となるべきである。
6. このスキームのもとで活動するバリスターとソリシターには、‘適切な (adequate) 報酬’が

支払われるべきである。

などというものです。1949年法は、第1部・民事、第2部・刑事により構成されていました。法の第1部は、第1～4章が裁判所と行政トライビュジュアルに関するもの、第5章が暫定的援助 (法的助言を超え、訴訟の可能性があるが確定的ではない中間的な援助)、第7章は給与弁護士による法的助言 (国内、海外の軍隊) を定めていました。

1949年法の成立後、イギリスは深刻な不況に陥り、高等法院の3部門を除いて、法が規定した援助の多くが施行されないことになりました。上は司法制度の一部である貴族院と枢密院、下はマジストレート・コートとカウンティ・コートの手続きが除外され、福祉国家の運営に不可欠とされた行政トライビュジュアルへの援助も保留されて、その後15年の間には土地トライビュジュアルとコモンズ・コミッショナーだけが含まれていました。更に、法的助言も留保されました。

法律扶助が合理的な理由を持ち、資力要件に適合するすべての人に提供されなければならないとすると、固定予算ではこれに応じられない事態が予定されます。したがって予算は支出に限度を設けない、オープン・エンドとする必要がありました。このことは他方で、濫用や浪費を予防するための支出の十分なチェックを必要としましたが、法律扶助に及ぼす深刻な問題を予防するためには避けられないことでした。

ソリシター、バリスターに支払う報酬は訴訟のための通常ベースに設定されましたが、高等法院と控訴裁判所では通常の報酬の15%減に設定されました。

手続きの概要

援助の申請は地方セクレタリーが受理し、地方委員会 (local committee) により援助の法的妥当性と申請者の資力が審査され、緊急を要する事件には期限を限った証明書が交付されました。申請を受けた地方セクレタリーは、資力については資料を全国援助委員会 (National Assistance Board) に送り確認を求め、法的妥当性を調査して地方委員会の決定を求めました。

委員会が援助の妥当性を認め、援助の範囲と申請者の負担金が申請者により受理されると、援助証明書が交付され、申請者は適宜ソリシターに事件受任を依頼できました。

地方委員会が決定・拒否した事件のファイルは地域委員会に送られ、地域委員会はファイルの管理、ソリシターからの報告受理、ソリシター・カウンセラーへの支払いなど、証明書に関するすべての問題を扱い、地方委員会が拒否した事件の不服申し立ても取り扱いました。

法律扶助の仕事はソリシターにとって助言や指示を求める必要がある場合が多く、地域委員会のセクレタリーは日常的に事件処理について受任者とやり取りをしていました。セクレタリーは地方のロー・ソサエティのメンバーでもあり、このことから、法律扶助とロー・ソサエティは業務上の問題や円滑な処理について認識を共有できたとされます。地域セクレタリーは受給者からのソリシターの交代などの要求も受付け、その必要がある場合には証明書を取り消すことはしませんでした。

事業の最終的な責任は、諮問委員会の助力のもとで大法官が負っていましたが、個々の事件について大法官が介入することはありませんでした。ロー・ソサエティも同様で、個々の事件への介入はしませんでした。

申請者の資力は収入と資産について規定され、総収入から税・社会保険料が控除され、賃料、扶養家族の負担が考慮された可処分所得 (disposable income) が一定額以下の場合に資力基準を満たすものとされました。資産についても可処分資産が一定以下であることが求められました。また資力基準内であるとされた場合には、負担金の最高額 (maximum contribution) が定められ、これを12分して最大1年間、負担金を支払うものとされました。

訴訟では終結時に訴訟費用確定手続き (タグゼーション) がなされ、通常敗訴者が勝訴者に対し、支出された費用を負担することになりますが (party and party costs)、法律扶助では受給者が敗訴した場合に受給者を保護する規定が設けられました。裁判所は決定前に両当事者の対応と手続きを考慮するものとされ、通常裁判所は受給敗訴者の状況が変わらない場合には受給者の負担した負担金の最大限に相当する金額を負担すべきものとししました。これに

より、敗訴受給者は初年度の負担金最高額と同じ金額を次年度についても課されることとされました。

ソリシターは訴訟の結果相手方から得られた訴訟費用や賠償金その他の資産をすべて法律扶助基金 (Legal Aid Fund) に納入しなければなりません。訴訟費用 (costs and damages) については、ソリシターは訴訟終結時に裁判所の法律扶助命令 (Legal Aid Order) を得ることが求められ、これが基金からのソリシターの費用請求の根拠となりました。ただ、相手方から得た費用額ではソリシターの費用額に満たない場合には、受給者の負担金額からの支払いで補填することが求められ、その必要がなければ負担金は受給者に返還されました。相手方から得た損害賠償金その他の資産についても、基金は支払った費用について配偶者と子どもの扶養料等を除き、優先的に償還を得ることができるとされました。これは法定担保 (statutory charge) と呼ばれました。

初期の発展

はじめの10年間、法律扶助は財政的制約のもとであまり発展しなかったようです。

1953年、法律扶助はカウンティ・コートの事件にも適用されることになりましたが、カウンティ・コートの事件には争いのない金銭事件が多く、こうした事件は法律扶助からは除外されていました。訴訟援助の前に法的助言制度を導入することがロー・ソサエティと CAB (Citizens Advice Bureau, 市民相談所) の強い願望でしたが、これは達成されませんでした。

事件の種類としてはソリシターが通常扱っていた離婚と人身被害が中心でした。離婚事件の援助は婚姻を破綻に導くものであるとの批判もありましたが、離婚事件が人々の紛争の最も重大なものであることは当然のこととされ、むしろ法定別居や子の養育などの事件がマジストレート・コートの管轄であるために弁護士の援助がなされないことへの関心が高まってきました。

法律扶助の実績は停滞していました。1951/52年度に48,700件の申込みと39,453件の証明書発給があった実績は、58/59年度では申込み36,171件、証明書発給は22,913件に落ち込んでいました。“法律扶助・はじめの25年 (Legal Aid - the First 25years)”を著わしたシートン・ポロックはその理由として、制度の根幹である資力基準は1948年に規定され、制

度が開始された時にはインフレによりすでに厳格過ぎるものになっており、資力基準に適合する人々は次第に少なくなっていくこと、負担金なしに援助される割合は低いものになるとともに、受給者に課される負担金額はより多額になり、利用が困難になっていったことなどを挙げています。初めの10年間、法律扶助は立法当時に描かれた理想とは次第にかけ離れた実態になっていきました。

1959年、この状況を転換させる努力がなされ、法定助言スキーム (Statutory Advice Scheme) が導入されました。‘ピンクフォーム’ とよばれたこの助言スキームでは、資格のある者は半クラウンを支払って1時間半までの助言を得ることができ、ソリシターには1クラウンが支払われました。この金額はソリシターにとって十分とは言えないものの、当時口頭の助言には支払いを求めないという取り扱いもあり、その意味では一歩を進めるものでした。ただこの援助は、口頭の助言に限られ、資力要件が厳しいこと、助言の後の交渉や専門家の意見を求める活動はカバーされず、証明書の発給が得られるまでは対応できないことなどの限界があり、ソリシターは、資力に関わらず1ポンドで1時間半までの助言を行うボランティアな助言を行い、これはCABなどで活用されました。59/60年度の証明書発行件数は26,317件と少し増加しました。

1960年法律扶助法 (Legal Aid Act 1960) では法律扶助の資力要件が緩和されるとともに、資力要件の調整は法ではなく、規則に委ねられました。1960/61年度の証明書発行件数は41,328件と、前年度から倍近くとなり、年々増加して、65/66年度には122,708件、71/72年度には222,637件となりました。こうした増加は資力要件の緩和だけでなく、援助対象が配偶者や子どもに関係するマジストレート・コート的事件に広がったことにも大きな関係があります。

グリーンフォームとロー・センター

1964年の経済機会法のもとで開始されたアメリカのリーガルサービス・プログラムは貧困自体の減少を目的とし、貧困者の利益に貢献する新たなタイプの援助であり、それは当時開設された近隣法律事務所 (Neighbourhood Law Firm) の運動の目的と結びついて貧困者のための全く新しい法的援助を提供するものでした。

アメリカにおける新たな法律扶助運動は1965年以

降イギリスに紹介され、イギリスの制度に以後少なからず影響を及ぼしていきました。その中には、法律扶助は何らの負担なく提供されるべきとするものもありました。当時のイギリスの法律扶助の対象範囲が狭すぎるとする意見は強く、それは59年に開始されたピンクフォームの限界によっても増幅されていました。

1966年に至り、助言委員会はロー・ソサエティに新たな助言制度の検討を求め、ロー・ソサエティは68年12月にメモランダムをまとめました。このメモランダムでは25ポンドまでの法的助言については、ソリシターは自分で受給者の資力を判断し、必要な場合には負担金を課して、法律扶助機関の承認を待たずに援助でき、援助後に費用を請求するとともに、これを超える訴訟前の援助を要する場合には‘一般証明書 (general certificate)’の交付を、訴訟が必要な場合には‘手続き証明書 (proceeding certificate)’の交付を求めるとするものでした。この助言を受けて73年から開始されたグリーンフォーム (助言・援助) はソリシターによる簡易な資力テストにより、助言と援助を提供するもので、その提供時には制限がありましたが、申請により延長することができました。

この頃労働弁護士協会 (The Society of Labor Lawyers) はアメリカの運動の研究会を立ち上げ、‘すべての人のための司法 (Justice for All)’ と題するパンフレットを刊行して近隣法律事務所のような貧困者救済のための制度充実を訴えていました。1970年にはロンドンに初の近隣法律センターであるノース・ケンジントン・ローセンターが開設されました。その設立と資金の確保にはロー・ソサエティも関わり、貧困な地区の法的ニーズと給与弁護士による援助活動の有効性は衆目の認めるところとなって、75年までにはロンドンを含め12のセンターが開設されていました。

1974年法のもとで資力基準が緩和されるとともに、グリーンフォームはソリシターによって普通に活用されることになり、1986年には98万件、96年には153万件となって急激な伸びを見せました。その背景には70年代の社会福祉立法の増加にともなう社会福祉案件の増加や、移民問題の増加などがあり、民間のロー・センターその他の助言機関の援助活動も極めて活発になされていきました。1987/88年度では、援助実績は次のようになっています。

グリーンフォーム	107万 745件 (うち婚姻事件 42万 8,934件)
ABWOR	6万 1,392件
民事法律扶助	24万 5,443件 (うち婚姻事件 11万 3,734件)
刑事法律扶助 (マジストレート・コートのみ)	40万 5,088件
当番弁護士	
マジストレート・コート	16万 9,250人 (援助を受けた被告人)
警察署	27万 1,848人 (援助を受けた被疑者)

法律扶助の支払いは全体として急増し、87年には4億3,600万ポンド(運営費を除く)となっています。ロー・センターやCABsに対する財政的援助は主に地方政府によってなされていきましたが、その雇用するソリシターの費用は助言・援助のスキームで支払われ、社会福祉法関係を中心に次第に増加してきました。ここに至ってイギリスの法律扶助は最盛期を迎えました。

(おおいし てつお・理事)

【主な参考資料】

Seton Pollock, Legal Aid- the First 25 years (1975)
法律扶助協会, 世界の法律扶助 - 法律扶助講演集 (1991)

編集後記

Editor's notes

- ◇ 厚労省の違法な「デフレ調整」により、生活保護費のカットがなされたことは、利用者を大きな困難に陥れました。「生活保護バッシング」はメディアによっても増幅されました。SNS全盛の今日、同様の事態が繰り返されることを惧れます。
- ◇ 東京高裁は原発事故への東電経営陣の責任を否定しましたが、これだけの膨大な被害に誰も責任を問われないことには大きな疑問が残ります。
- ◇ 選択的別姓に反対する考えの根底には、日本古来の「家」を守りたいとする願望があるようですが、止まらない少子化はそうした「家」を守るという負担から逃れたいとする選択の結果ではないでしょうか。
- ◇ 菅政権による会員候補6人の任命拒否に始まった学術会議再編の動きは、運営に対する政府の直接・間接の介入を許す法改正をもたらしました。学問が政治に従属した戦前の反省から作られた学術会議は再び時の政権による支配の危機を迎えています。
- ◇ 「アベノマスク」をめぐる国の情報隠蔽は、行政に関する国民の「知る権利」を空洞化させるものです。この国も「権威主義」国家のような行政の支配に向かうのでしょうか。
- ◇ ウクライナ、ガザ、イランと、大国による武力の行使が止まりません。ことあるごとに「法の支配」を掲げてきた日本政府の外交努力が今こそ期待されます。
- ◇ 司法アクセス推進協会へのお問い合わせやご意見は、shihouaccess.suishin@gmail.com にお寄せください。